

## 税務情報

### 税務当局による個人所得税管理の強化

#### ～デロイト中国発行「GES NewsFlash」より～

##### 概要

現在、中国各地の税務局は個人所得税の徴収管理の強化に力を入れており、その一環として、個人および企業に対する調査もより頻繁に、より広く行われるようになってきている。この傾向は 2015 年も続き、特に中国に勤務する外国籍個人と国外源泉所得のある中国籍個人が焦点になるものと予想されている。

##### ポイント

###### 中国に勤務する外国籍個人について

近年、税務局は明らかに、中国に勤務する外国籍個人の個人所得税に係るコンプライアンスに着目している。以下は北京、広州、上海および江蘇省の当局の主な動きをまとめたものである。

###### 北京

2013 年の後半に北京市地方税務局は、個人所得税の徴収とクロスボーダーの人員派遣に対する管理を強化するために国際税務管理処を設置した。その後、以下のような動きがある。

- 5 つの区(朝陽、東城、西城、海淀および順義)にある、比較的多くの外国籍の従業員がいる外商投資企業は、外国籍個人に係る個人所得税の“自己検査”を行うよう求められた。この検査はすでに完了しているが、自己検査の結果に基づき、今後、税務調査が行われる可能性もある。
- 北京市地方税務局は北京に勤務する外国籍個人の個人所得税のコンプライアンスを改善するために、関連の当局(北京市工商管理局、北京市人力資源および社会保障局、北京市公安局等)と、情報の共有と交換に関する取決めを行った。未納税金がある外国人は、中国から出国できなくなる可能性もある。

そのほか、個人所得税調査の件数も増加している。前回は自己検査の対象とならなかった外商投資企業も今後、自己検査の対象となる可能性がある。

## 広州

2013年に広州の税務局が出した内部通達(穗地稅函[2013]98号)では、すべてのレベルの税務局に対して、税務調査を実施するか、あるいは自己検査の実施を企業に求めることを要求している。外国籍(香港、マカオ、台湾籍を含む)の従業員がいる企業は、これらの従業員に以下の状況がある場合、税務調査または自己検査の対象となる可能性が高い(特に、高級管理職の場合)。

1. 絶えずゼロ申告を行っている
2. 所得の申告額が低い
3. 国外の企業から支給される給与所得がある

広州市地方税務局は、2014年1月に大企業税収管理局を設置し、広州にベースを置く企業の本社と子会社、および年納税額が3千萬元以上の地方税の納税者(源泉徴収義務者を含む)に対する徴税と管理を行っている。

一部の区レベルの税務局(大企業税収管理局を含む)は、現場での税務調査あるいは書類の作成と全区を範囲とする調査および自己検査に関する正式な通知を發布した。納税者と源泉徴収義務者は、検査結果と関連書類を短期間に提出するよう求められた。検査の対象期間は3~5年であり、場所によって異なる。

## 上海と江蘇省

上海と江蘇省の税務局は特定の外商投資企業の外国籍従業員のコンプライアンスに対する税務調査と自己検査を頻繁に行っている。また、これらの税務局は、ストックオプションプランの登記と申告、企業の年度清算と外国籍個人の抹消登記手続に関するルール等を厳格に実施するようになっている。

## 国外源泉所得のある中国籍個人について

現行の個人所得税法によれば、中国籍個人は原則として全世界所得が中国の個人所得税の課税対象となる。これまでこの全世界所得課税は厳しく実施されていなかったが、この現状が変わろうとしている。経済協力開発機構(OECD)による税源浸食と利益移転(BEPS)プロジェクトは、クロスボーダーの取引と人の移動に係る税務管理に対する国際協力を強化することを意味しており、中国はこのプロジェクトを強く支持することを表明している。したがって、クロスボーダーの取引に従事している個人または国外源泉所得のある個人はより厳しい審査を受けるようになる可能性がある。多くの地域では、現地の税務局がすでに国外源泉所得のある中国籍個人に対する管理の改善を図り、あるいは図ろうとしている。この傾向は、予想されている個人所得税の総合課税制度導入に向けた改革の方向性とも一致している。

## 北京

北京市地方税務局はまだ、国外源泉所得のある中国籍個人の管理に関する具体的な計画を発表していないが、我々の理解によれば、これは国際税務管理処の2015年のプロジェクト計画に含まれている。また、最近の税務調査の内容には、中国籍の海外出向者に係るコンプライアンスも含まれており、海外出向期間中に中国企業が支払い、あるいは負担した海外出向者の国外源泉所得に対して源泉徴収義務を履行していなかったとして、税務局から指摘を受けた企業もある。

## **広州**

中国籍の海外出向者に対する個人所得税の徴収に関する穗地税函 65 号の発布を受けて、150 社の大手企業は最近、広州の税務局から、中国籍の海外出向者に係る中国税務上の取扱いとそれに対応する企業の源泉徴収義務に関するトレーニングに出席するよう求められた。今後はより多くのアクションがとられる可能性がある。

## **上海と江蘇省**

北京と同様に、一部の税務局の自己検査書類には海外出向者の個人所得税の申告状況に関する項目が含まれており、適切な内部管理が行われていない企業は税務局から指摘を受ける可能性がある。また、一部の税務局は海外出向者の個人所得税申告(特に海外出向期間における国外源泉所得の申告)に係る企業の責任について、厳しい態度をとっている。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,900 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 210,000 名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2015. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited